

さいたま市告示第 1730 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき公告します。

令和 7 年 11 月 14 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ビバモールさいたま新都心

所 在 地 さいたま市浦和区上木崎一丁目 13 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代 表 者 代表取締役 今枝 哲郎

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）名 称：三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表者：代表取締役 橘 正喜

住 所：東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

（変更後）名 称：三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表者：代表取締役 今枝 哲郎

住 所：東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別表「小売業者一覧表（変更前）」参照

（変更後）別表「小売業者一覧表（変更後）」参照

※上記変更による店舗面積の変更はございません。

(4) 変更の年月日

ア 代表者の変更のため

イ 別表「小売業者一覧表（変更後）」参照

(5) 変更する理由

ア 令和 7 年 6 月 25 日

イ 別表「小売業者一覧表（変更後）」参照

2 届出年月日

令和 7 年 11 月 4 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和 7 年 11 月 14 日から令和 8 年 3 月 16 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p121053.html>

トップページ > 事業者向けの情報 > 環境・産業・企業立地 > 産業支援 > 大規模小売店舗立地法 >

令和7年度大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要（法第6条第1項受理分）

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和7年11月14日から令和8年3月16日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

別表 小売業者一覧表

(変更前)

	氏名 (名称)	代表者氏名	住所	変更理由	変更年月日
1	アークランズ株式会社	代表取締役 坂本 晴彦	新潟県三条市上須頃 445 番地	—	—
2	株式会社マミーマート	代表取締役 岩崎 裕文	埼玉県東松山市本町二丁目 2 番 47 号	—	—
3	株式会社大創産業	代表取締役 矢野 清二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	—	—
4	株式会社マツモトキヨシ	代表取締役 松本 貴志	千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1	—	—
5	株式会社 A O K I	代表取締役 森 裕隆	神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6-56	—	—
6	R E X T 株式会社	代表取締役 塩田 徹	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	—	—
7	株式会社ワシントン靴店	代表取締役 北川 裕久	富山県富山市総曲輪三丁目 5 番 5 号	—	—
8	株式会社パリミキ	代表取締役 澤田 将広	東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号	—	—
9	ゼビオ株式会社	代表取締役 諸橋 友良	福島県郡山市朝日三丁目 7 番 35 号	—	—

(変更後)

	氏名 (名称)	代表者氏名	住所	変更理由	変更年月日
1	アークランズ株式会社	代表取締役 佐藤 好文	新潟県三条市上須頃 445 番地	代表者変更のため	令和 7 年 5 月 29 日
2	株式会社マミーマート	代表取締役 岩崎 裕文	埼玉県東松山市本町二丁目 2 番 47 号	—	—
3	株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	誤記の修正	令和 7 年 11 月 4 日
4	株式会社マツモトキヨシ	代表取締役 松本 貴志	千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1	—	—
5	株式会社 A O K I	代表取締役 青木 彰宏	神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6-56	代表者変更のため	令和 7 年 6 月 26 日
6	R E X T 株式会社	代表取締役 塩田 徹	東京都新宿区西新宿八丁目 1 7 番 1 号	—	—
7	株式会社ワシントン靴店	代表取締役 北川 裕久	富山市婦中町青島 4 0 1 番地	—	—
8	株式会社パリミキ	代表取締役 恒吉 裕司	東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号	—	—
9	ゼビオ株式会社	代表取締役 諸橋 友良	福島県郡山市朝日三丁目 7 番 35 号	—	—